

1 条例上の位置づけ

静岡市自治基本条例(平成17年制定)

(市政への参画権)

第10条 市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。

2 市政に参画する市民は、総合的な視点に立って、発言し、行動しなければならない

- ・
- ・
- ・
- ・

(市民意見の聴取)

第21条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更に当たっては、別に条例で定めるところにより、市民から意見を聴かなければならない。



静岡市市民参画の推進に関する条例(平成19年制定)

(市民参画手続)

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勧告し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。

- ・
- ・
- ・

「市政への参画権」を制度的に保障するための市民参画に関する市民と市の統一な共通ルール

(自治基本条例第21条の規定に基づく市民意見の聴取)

第10条 自治基本条例第21条に規定する市民意見の聴取（以下「市民意見聴取」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。

- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
- (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

市民参画手続を実施しなければならない最低限の基準

2 市民参画手続の対象となる施策 (条例第7条及び10条)

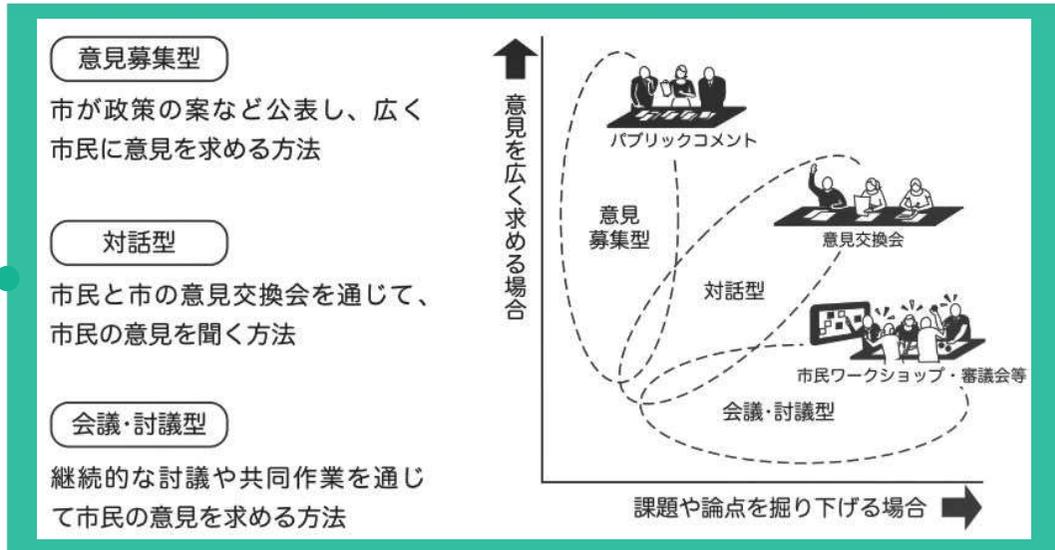


- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
- (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合

3 市民参画手続の方法 (条例第7条2項 ※手続の方法の詳細は別途規則で定めている)

- ・ 市民意見提出手続 (パブリックコメント)
- ・ 意見交換会
- ・ 市民ワークショップ
- ・ 審議会等



令和5年度 市民参画手続の実施状況(概要)

(市民局 市民自治推進課)

施策の区分ごとの市民参画手続の実施状況 (別紙1 表1関係)

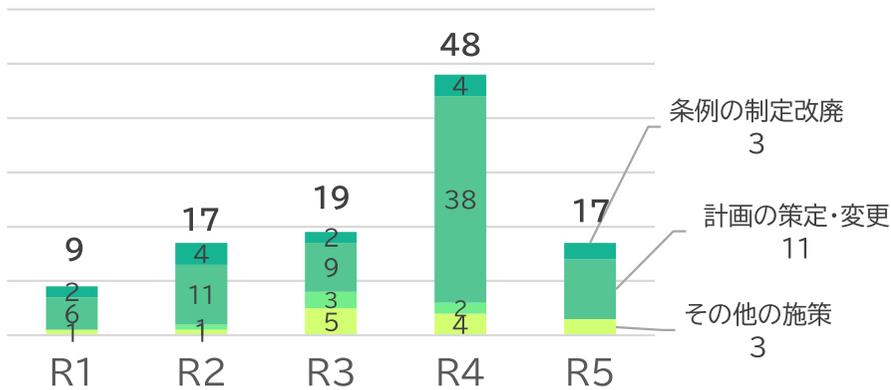
施策の区分	件数	内容
条例の制定改廃	3	・静岡市犯罪に強いまちづくり条例の一部改正(パ1・審1) ・静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正(パ1・審1) 他
計画の策定・変更	14	・第3次静岡市健康爛漫計画(パ1・審3) ・第4次静岡市食育推進計画(パ1・審3) 他
公の施設の設置	0	—
その他の施策	44	・静岡市良好な商業環境の形成に関する指針(審3) ・静岡駅南口駅前広場再整備事業(審3) 他
合計	61	

【凡例(数字は実施回数)】
 パ:パブリックコメント
 審:審議会等

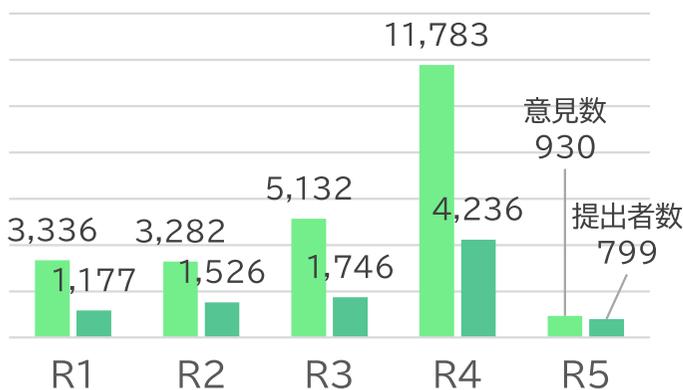
パブリックコメントの結果の公表はこちら



市民参画手続のうち
 パブリックコメント実施件数の推移
 (別紙1 表3関係)



市民参画手続のうち
 パブリックコメント意見数/提出者数の推移
 (別紙1 表4関係)



多様な意見募集のための取組について

(市民局 市民自治推進課)

①手話による意見提出 (障害福祉企画課)



(仮称) 静岡市手話言語条例骨子案



募集ページ
(受付は終了しています)

工夫した点

- ・ (仮称)静岡市手話言語条例骨子案に対するパブリックコメントの実施にあたり、手話を用いた意見提出方法(窓口における手話通訳者による代筆や手話動画の提出)を明示した。

※意見募集期間

令和6年11月15日～令和6年12月16日

- ・ 市内5つの手話サークル主催により、条例骨子案を手話で翻訳した動画を見る機会が設けられた。
(市は周知を協力)

結果

- 158件(99人)の意見が提出され、うち、7件(6人)が手話による意見提出であった。
(内訳)窓口における代筆:4人
動画(DVD)の提出:2人
- 市民参画手続上、手話による意見表明は制限されていないが、提出方法を明示することで、聴覚に障がいがある方の意見表明の機会を積極的に確保した。

②大学での出前講座 (市民自治推進課)



静岡市アリーナ基本計画(案)に関する意見応募用紙

シート数	ご意見
ページ	
ページ	
ページ	

工夫した点

- ・ 大学での「市政出前講座」の中で、市民参画手続について大学生向けに説明をおこなった。
- ・ 説明にあたり、具体的にパブリックコメント実施中の案件を用い、概要を説明するとともに、実際にその場で意見を記入、提出してもらい、正式な手続として意見を受け付けた。

【取り扱った案件】

令和5年度 第4次静岡市食育推進計画(案)

令和6年度 静岡市アリーナ基本計画(案)

結果

- 令和6年度は、「静岡市アリーナ基本計画(案)※」を題材とし、出前講座を通じて、55件(34人)の意見を集めることができた。 ※全体の意見数は252件
- 行政情報に触れることが比較的少ないと思われる10～20代に対して、直接市民参画手続の意義等について伝え、意見提出のプロセスを経験してもらう機会となった。

③静岡市LINE公式アカウントの活用 (市民自治推進課)



工夫した点

- ・ 静岡市LINE公式アカウントのメニュー欄にアイコンを追加し、現在実施中のパブリックコメントが一覧でLINE上で表示され、入力フォームへ直接アクセスできるようにした。

結果

- 令和5年12月1日～令和6年12月26日の間にパブリックコメント33件を掲出した。
- 同期間においてアイコンが約12,500回タップされた。(月平均:約960回)